

提 案 理 由

報告第1号 専決第8号	委任専決処分をしたものについて 訴えの提起について
報告第2号 専決第1号	委任専決処分をしたものについて 訴えの提起について
報告第3号 専決第2号	委任専決処分をしたものについて 訴えの提起について
理 由	市営住宅家賃及び水道料金の支払に関し訴えの提起をしたこと について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規 定により、専決処分したことに対し、同条第2項の規定により、 議会に報告するものである。
承認第1号 専決第3号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 平成29年度養父市一般会計補正予算（第6号）の専決処分につ いて
理 由	平成29年12月の1か月間に当初の予定を上回る元気な養父市づ くり応援寄付金を受けたことに伴い、養父市一般会計予算につ いて補正措置をする必要が生じたが、急を要し市議会を招集する時 間的余裕がなかったので、「平成29年度養父市一般会計補正予算 （第6号）」を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分 したことに対し、同条第3項の規定により承認を求めるものであ る。
議案第1号	平成30年度養父市一般会計予算
議案第2号	平成30年度養父市国民健康保険特別会計予算
議案第3号	平成30年度養父市養父歯科診療所特別会計予算
議案第4号	平成30年度養父市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号	平成30年度養父市介護保険特別会計予算
議案第6号	平成30年度養父市水道事業会計予算

議案第7号	平成30年度養父市下水道事業会計予算
理由	上記7議案は、平成30年度の予算を定めるため、議会の議決を求めるものである。
議案第8号	養父市日本一へのまちづくり宣言条例の制定について
理由	平成30年度の養父市施政方針に掲げる「日本一農業をしやすいまち」「日本一子育てをしやすいまち」「日本一福祉が充実したまち」の実現に向け、市民、議会、行政が一丸となって取り組むことを宣言するため、同条例を制定するものである。
議案第9号	養父市附属機関の設置等に関する条例の制定について
理由	<p>執行機関の附属機関については、地方自治法第138条の4第3項において「法律又は条例の定めるところにより」設置することができる」と規定されており、市の例規を見直したところ、条例で定めた方が適切である機関が20件存在したため、これを附属機関と定め、同条例を制定するものである。</p> <p>なお、施行日は平成30年4月1日からである。</p>
議案第10号	養父市名誉市民条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>養父市名誉市民条例（平成16年養父市条例第4号）を補完する規則、養父市名誉市民条例施行規則（平成23年養父市規則第23号）において、養父市名誉市民選考委員会の設置について定めているが、議案第9号と同じく、条例で定めた方が適切であるため、養父市名誉市民条例において選考委員会を設置する規定を追加するものである。</p> <p>なお、施行日は平成30年4月1日からである。</p>
議案第11号	養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>非常勤特別職のうち、附属機関の構成員の報酬については、特に定めのあるものを除き、日額6,000円としていたが、議案第9号、議案第10号により新たに21件の附属機関を設置するため、報酬の統一した基準を定めるよう、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は平成30年4月1日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な専門的知識を有する医師、弁護士、大学教授については、日額15,000円。（特に必要と認める場合は30,000円以内）

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の委員は、現行の日額6,000円。 												
議案第12号	養父市私立学校審議会条例の一部を改正する条例の制定について												
理由	<p>養父市私立学校審議会は、株式会社立である第一学院高等学校の教育、組織及び運営等について調査・審議する附属機関として、企画総務部総務財政課において庶務を担当していたが、平成27年、他県で発生した違法・不適切事案を受け、文部科学省から株式会社立の通信制高等学校の指導監督体制の強化が求められていることから、庶務を教育委員会事務局に移し、適切な学校教育活動の展開に向けた指導監督体制の整備を図るものである。</p> <p>なお、施行日は平成30年4月1日からである。</p>												
議案第13号	低開発地域工業開発地区の指定に伴う養父市固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定について												
理由	<p>低開発地域工業開発地区において、製造の用に供する設備を新設又は増設した場合であって、市が固定資産税を免除した場合、国による減収補てんが行われていたが、国の減収補てんの制度が平成15年10月20日をもって廃止されているため、同条例を廃止するものである。</p> <p>なお、施行日は公布の日からである。</p>												
議案第14号	養父市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について												
理由	<p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成30年政令第29号）が、平成30年2月7日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は平成30年4月1日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員等に対する損害補償に係る補償基準額について、消防団員等に扶養親族がある場合における加算額を次のとおり変更する。 <table border="0"> <tr> <td>○配偶者</td> <td>333円</td> <td>→</td> <td>217円</td> </tr> <tr> <td>○子（22歳まで）</td> <td>267円</td> <td>→</td> <td>333円</td> </tr> <tr> <td>○孫（22歳まで）、父母等</td> <td>267円</td> <td>→</td> <td>217円</td> </tr> </table>	○配偶者	333円	→	217円	○子（22歳まで）	267円	→	333円	○孫（22歳まで）、父母等	267円	→	217円
○配偶者	333円	→	217円										
○子（22歳まで）	267円	→	333円										
○孫（22歳まで）、父母等	267円	→	217円										
議案第15号	養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について												
理由	第7期介護保険事業計画の改定に当たり、今後3年間の被保険												

者数、要介護認定者数等を推計しサービス量、介護給付費等を見込んだ結果、保険料を改める必要が生じたこと及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）が平成29年6月2日に公布され、平成30年4月1日等に施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。
なお、施行日は平成30年4月1日からである。

【改正内容】

①介護保険料の改定

- ・第7期の保険料基準額を7,000円とする。（第6期6,610円）
- ・11の所得段階のうち、第7段階から第11段階までにおいて、保険料率を変更（所得段階により10～30%の増加）

②介護保険法の改正に伴う改正

市が行っている保険給付や保険料賦課に関する調査及びこれに従わなかった場合の罰則の対象範囲は、これまで、被保険者並びに第1号被保険者の配偶者及び世帯主としていたが、これに第2号被保険者の配偶者及び世帯主を加える

議案第16号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年4月1日に施行されたことにより、同法を引用する養父市福祉医療費等助成条例（平成16年養父市条例第125号）の一部を改正するものである。

なお、施行日は公布の日からである。

【改正内容】

地方税法の改正により、ふるさと納税ワンストップ特例制度において、個人住民税の申告特例控除が設けられたが、福祉医療費助成事業における所得制限額の算出に当たっては、申告特例控除適用前の額で算出するため、地方税法を引用していた条文を改正するもの

議案第17号

養父市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が平成30年4月1日から施行されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）が改正されたため、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は平成30年4月1日からである。

【改正内容】

国保・後期の資格の適用は住所地で行うことを原則としているが、施設等に入所して住所が移った場合であっても前住所地の被保険者とする「住所地特例」が設けられている。

ただし、国保の住所地特例者が、施設等に入所したまま後期被保険者となった場合は、施設等の住所地で後期に加入することとなっていたため、国保から後期へ住所地特例を引き継ぐことができるよう改正するもので、平成30年度から、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者から適用される。

議案第18号 関宮町自然保護条例を廃止する条例の制定について

理 由 景観法（平成16年法律第110号）に基づく養父市景観条例（平成29年養父市条例第23号）を平成29年10月1日に施行し、市域の景観づくりの基準である養父市景観計画を策定したこと並びに養父市景観審議会設置条例（平成29年養父市条例第24号）において、景観形成重点地区指定及び良好な景観の形成に関する重要事項に対する審議等を行う養父市景観審議会を設置したことから、国定公園内での事業の調査、審議を対象とする関宮町自然保護条例（平成11年関宮町条例第15号）を廃止するものである。

なお、施行日は公布の日からである。

議案第19号 養父市コミュニティセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 養父市八鹿水田利用再編対策研修指導施設の設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

理 由 上記2議案は、養父市公共施設等総合管理計画に基づき、区の集会施設（公民館）については、地元区と協議の上、準備の整った地区から無償譲渡を進めており、今回、8地区について合意形成ができたこと及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定について、国等の承認を得ることができたため、関係条例から当該施設を削除し、及び関係条例を廃止するものである。

なお、施行日は平成30年4月1日からである。

【譲渡する施設】

- ・能座コミュニティセンター
- ・大塚コミュニティセンター
- ・コミュニティセンター「宮垣会館」
- ・小路頃地区集会所
- ・向八木集会所
- ・川東集会所

	<ul style="list-style-type: none"> ・須西生活改善センター ・養父市八鹿水田利用再編対策研修指導施設（畑ケ中）
議案第21号	財産の無償譲渡について
議案第22号	財産の無償譲渡について
議案第23号	財産の無償譲渡について
議案第24号	財産の無償譲渡について
議案第25号	財産の無償譲渡について
議案第26号	財産の無償譲渡について
議案第27号	財産の無償譲渡について
議案第28号	財産の無償譲渡について
理由	上記8議案は、議案第19号、議案第20号で協議の整った8地区の集会施設（公民館）について、各区に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第29号	養父市文化会館（仮称）建設用地の取得について
理由	養父市文化会館（仮称）の建設事業用地として、グンゼ株式会社から、養父市八鹿町八鹿家下モ538番1外2筆、計28,647.48㎡を購入するもので、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第30号	損害賠償の額を定め和解することについて
理由	<p>市営住宅の管理瑕疵に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものである。</p> <p>【事故の概要】</p> <p>平成29年10月22日、台風21号の強風により市営住宅八木団地1号室の軒樋が飛ばされ、3号室前に駐車していた自動車に衝突し、ボンネット、フロントガラス等を損傷したもの。</p> <p>■責任割合 市の過失100%</p>

■ 損害賠償の額 924,448円

- | | |
|--------|---|
| 議案第31号 | 養父市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 理由 | 過疎地域自立促進計画を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。 |
| 議案第32号 | 熊次辺地総合整備計画の変更について |
| 理由 | 熊次辺地総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。 |
| 議案第33号 | 市道路線の変更について |
| 理由 | 市道宮越諏訪町線について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道を変更するため、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。 |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 理由 | 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものである。 |